

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ）	☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） ☐ 施工方法（ ）
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図等 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議（ ） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議（ ））
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ 施工方法の制限あり	☐ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他（ ）） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ 施工時期（ ）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
安全対策関係	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☒ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☒ 交通誘導警備員の配置（ ☒ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ 指定路線 ☒ 指定路線以外 ☒ 交通誘導警備員の配置人員数 ☒ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 17 人 ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 配置人員数（ 人）（うち交通誘導警備員A（ 人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。）
	☐ 交通誘導警備員の配置時間（ ）	☐ 交通誘導警備員の配置期間（ ）
	☐ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）	☐ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）
	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
安全対策関係	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故通報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適 用 条 件	☒ 適用条件	☒ 情報共有（ ☐ 電子メール（①を適用） ☒ ＡＳＰ（②を適用） ☐ 電子メール又は受注者希望によりＡＳＰ（①または②を適用） ①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和7年7月）） 三重県を四日市港管理組合と読み替える。 ※ただし、1-1-1-43 6.技術者の専任・兼任での1人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、四日市港管理組合と県発注工事（応急工事等に係るものを除く）において2件以下とする。 ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用 ☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成26年4月1日を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☐ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 ☒ 「建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）にかかる特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ （土木）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ （土木）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ （港湾）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ （港湾）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「快適トイレ設置工事」に係る実施要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和2年8月改定版〕」を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ 「建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☐ 「建設キャリアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☐ 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「ウィークリースタンス実施要領（令和6年4月1日）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「現場環境改善に関する特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「現場環境改善に関する特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ その他（ ）
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時VE方式 ☐ 契約後VE方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☒ 総合評価方式	☐ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にVE提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☒ 本件工事で技術提案等の不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電 子 納 品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☒ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☒ 四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル（令和7年9月改訂）を適用 なお、工事番号の記入は省略する。
地質調査の 電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） ☐ 検定料金の計上（ ☐ A検定 ☐ B検定） （注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
令和7年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設副産物・建設発生土情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係下請企業 次数制限	☒ 下請企業の次数制限	☒ 本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 地元企業 優先使用	☒ 県内企業の使用、地元企業の優先使用	☒ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、桑名市、いなべ市、鈴鹿市、東員町に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	☒ 県産木材の利用を指定する工種あり	☒ 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 （工種： ☒ 工事案内看板（標示板） ☐ 仮設防護柵工 ☐ 公園施設工（ ） ☐ 植栽支柱工 ☐ 木製ガードレール ☐ バリケード ☐ 土留工 ☐ 階段工 ☐ 残存型枠工 ☐ 木製デリネーター ☐ 木柵・丸太柵工 ☐ 木筋・丸太筋工 ☐ 転落防止工 ☐ 水制工 ☐ 手すり ☐ マルチング ☐ 伏工（丸太伏工） ☐ 護岸工 ☐ 木橋、木道 ☐ 木製案内誘導看板等 ☐ 立入防止柵（仮設工） ☐ 根固工（木工沈床工） ☐ 丸太杭工 ☐ 治山ダム工 ☐ その他（ ） ☐ 木製型枠（ ☐ 場所打擁壁工 ☐ コンクリート堰堤工 ☐ 橋台工 ☐ 橋脚工 ☐ 張りコンクリート工 ☐ その他（ ）） ☒ 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 なお、工事案内看板（標示板）及びバリケードについては、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。 ☐ 木製型枠については、設計図書に明示した箇所について県産材型枠用合板を使用するものとし、特有の表面塗装（色）がされている等、見分けが容易なものとすること。また、実施に当たっては以下によるものとする。 ・受注者は施工計画書に県産材型枠用合板の使用箇所、数量について記載すること。 ・受注者は、県産材型枠用合板が使用できない場合は、監督員と別途協議すること。 ・受注者は、県産材型枠用合板の設置完了時の写真を監督員に提出し、確認を受けること。 ・受注者は、使用した県産材型枠用合板の使用箇所、数量について報告すること。 ・受注者より報告された数量に基づき、設計変更の対象とし、従来品との差額を計上する。 ☐ 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 ☐ 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 ☐ 木製ガードレールについては、平成１０年１１月５日付建設省道環発第２９号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を受けた場合の 措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
不当要求等を受けた場合の 措置	☒ 不当要求等を受けた場合の措置	☒ 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から 発注者にその事実を報告すること。 また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注者に躊躇なく相談すること。
工事実態調査	☒ 工事実態調査	☒ 四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第３条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監理技術者等の 兼務	☒ 監理技術者等の兼務	☒ 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限 規制の適用	☐ 時間外労働の上限規制の適用	☐ 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による 損害	☐ 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 （建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書）	☐ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

1. 適用

本特記仕様書は、四日市地区 10 号岸壁ほか補修(舗装)工事に適用する。

2. 工事全般

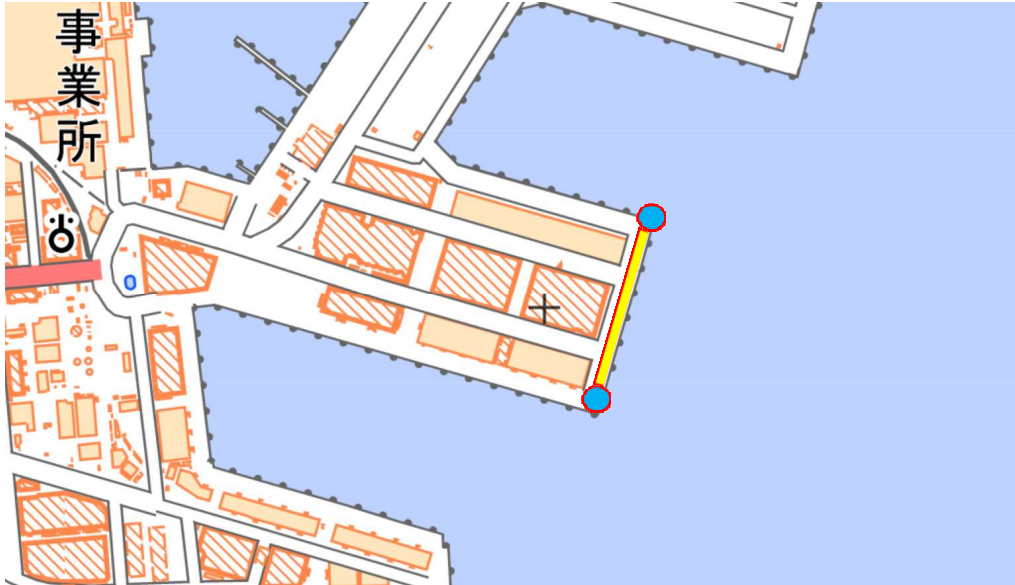
- 2-1. 本工事は、施設利用者の荷役作業や通行車両と輻輳するため、事前調整を十分に行い、事故の無いよう十分に注意すること。
- 2-2. 工事に伴う資機材を仮置きする場合は、事前に監督員の承認を得ること。なお、資機材の管理又は安全対策については受注者の責任にて行うこと。
- 2-3. 施工前に現地調査を行い、舗装範囲及び施工方法について監督員と協議すること。
- 2-4. 四日市地区 10 号岸壁においては過年度点検において、空洞化が確認されているため、舗装版撤去後に試掘を行い、空洞調査を実施すること。調査個所については、監督員と協議すること。

3. その他

- 3-1. 近接企業活動により連続施工が不可能となり手待ち状態になることが起こり得るが、これについての賃金割増は計上しない。
- 3-2. 部分使用及び監督員による確認
受注者は、施工完了後、契約書第 33 条第 1 項に基づき発注者が工事目的物を使用することについて承諾するものとする。また、公共工事共通仕様書 1-1-1-23 により監督員による確認を受けること。
- 3-3. 安全対策
作業時は、交通誘導警備員を適切に配置し、規制及び案内看板等の安全対策を十分に行い、車両が安全に通行できるよう適切な処置を講ずること。また、現場の休工時や前日の作業完了時においてはバリケード、反射板、看板等現場条件にあった適切な安全対策を実施し、事故がないよう安全対策に配慮する適切な措置を講ずること。配置計画については、「施工計画書」若しくは「工事打合簿」にて監督員の承認を得ること。
- 3-4. 成果品
工事完成時には特記仕様書に示した電子成果品のほか、以下のものを紙媒体により納品すること。
 - ・工事完成図書(工事完成図、出来形・品質管理結果、工事写真)・・・各 1 部

(交通誘導警備員配置図例)

(10 号岸壁)



(14 号支線 1 号箇所)



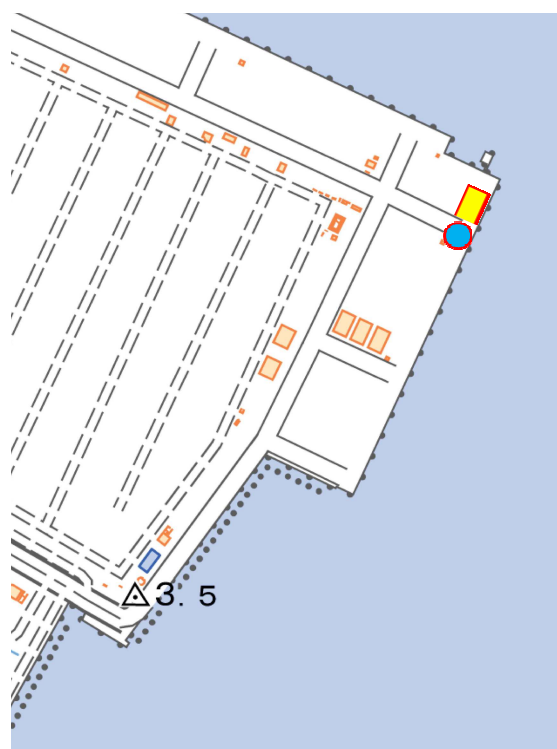
(14 号支線 2 号箇所)



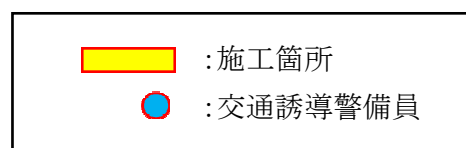
(14 号支線 3 号箇所)



(60 号岸壁)



(凡例)



建設リサイクル法に関する条件明示等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「9 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 12 条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当者等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「9. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- （1） 解体工事に要する費用
- （2） 再資源化等に要する費用
- （3） 分別解体の方法
- （4） 再資源化等をする施設の名称及び所在地

交通誘導警備員算出シート

仕様書添付用

工事区分・工種・種別・細別	規格	施工歩掛	施工条件	数量	単位	日当たり 施工量	施工 日数	交通誘導警備員						歩掛コード
								配置人員		交替要員		計上人員		
								A	B	A	B	A	B	
道路修繕														
10号岸壁舗装														
撤去工														
舗装版切断														
		舗装版切断	舗装版種別=アスファルト舗装版； アスファルト舗装版厚=15cm以下； 費用の内訳=全ての費用	12	m			0	2	0	0			
舗装版破碎														
		舗装版破碎	舗装版種別=アスファルト舗装版； 障害等の有無=無し； 騒音振動対策=不要； 舗装版厚=15cm以下； 積込作業の有無=有り； 費用の内訳=全ての費用	1200	m 2			0	2	0	0			
空洞箇所調査														
床掘り														
		床掘り	土質=土砂； 施工方法=平均施工幅1m以上2m未満； 土留方式の種類=無し； 障害の有無=無し	8	m 3			0	2	0	0			
埋戻し														
		埋戻し	施工方法=最大埋戻幅1m以上4m未満	8	m 3			0	2	0	0			
舗装工														
表層（車道・路肩部）	材料種類改質As 密粒11型(20)DS3000;舗装厚50mm;平均幅員3.0m超													
		表層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超； 1層当平均仕上厚70mm以下=50mm； 材料=改質As 密粒 11型（20）DS3000； 瀝青材料種類=タックコート PK-4； 費用の内訳=全ての費用	1200	m 2			0	2	0	0			
基層（車道・路肩部）	材料種類再生粗粒度アスコン(20)；舗装厚50mm；平均幅員3.0m超													
		基層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超； 1層当平均仕上厚70mm以下=50mm； 材料=再生粗粒度アスコン（20）； 瀝青材料種類=プライムコート PK-3； 費用の内訳=全ての費用	1200	m 2			0	2	0	0			
不陸整正	補足材有り													
		不陸整正	補足材料の有無=有り； 補足材料平均厚さ=16mm以上22mm未満； 補足材料=再生リッチャレン RC-40； 費用の内訳=全ての費用	1200	m 2			0	2	0	0			
霞14号支線														
撤去工														
舗装版切断														
		舗装版切断	舗装版種別=アスファルト舗装版； アスファルト舗装版厚=15cm以下； 費用の内訳=全ての費用	83	m			0	2	0	0			
路面切削														
		路面切削	施工区分・平均切削深さ=全面切削6cm以下（4000m2以下）； 段差すりつけの撤去作業=無し； 費用の内訳=全ての費用	1053	m 2			0	2	0	0			
舗装工														
表層（車道・路肩部）	材料種類改質As 密粒11型(20)DS3000;舗装厚50mm;平均幅員3.0m超													
		表層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超； 1層当平均仕上厚70mm以下=50mm； 材料=改質As 密粒 11型（20）DS3000； 瀝青材料種類=タックコート PK-4； 費用の内訳=全ての費用	1053	m 2			0	2	0	0			
中間層（車道・路肩部）	材料種類再生粗粒度アスコン(20)；舗装厚50mm；平均幅員3.0m超													
		中間層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超； 1層当平均仕上厚70mm以下=50mm； 材料=再生粗粒度アスコン（20）； 瀝青材料種類=タックコート PK-4； 費用の内訳=全ての費用	506	m 2			0	2	0	0			
基層（車道・路肩部）	材料種類再生粗粒度アスコン(20)；舗装厚50mm；平均幅員3.0m超													
		基層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超； 1層当平均仕上厚70mm以下=50mm； 材料=再生粗粒度アスコン（20）； 瀝青材料種類=タックコート PK-4； 費用の内訳=全ての費用	506	m 2			0	2	0	0			
上層路盤工														
		上層路盤（車道・路肩部）	材料=瀝青安定処理材（30）； 平均幅員=3.0m超； 1層当平均仕上厚 100mm以下=100mm； 瀝青材料種類=プライムコート PK-3； 費用の内訳=全ての費用	506	m 2			0	2	0	0			
		上層路盤（車道・路肩部）	材料=瀝青安定処理材（30）； 平均幅員=3.0m超； 1層当平均仕上厚 100mm以下=90mm； 瀝青材料種類=タックコート PK-4； 費用の内訳=全ての費用	506	m 2			0	2	0	0			
60号岸壁舗装														
撤去工														
舗装版切断														

交通誘導警備員算出シート

仕様書添付用

								交通誘導警備員						
工事区分・工種・種別・細別	規格	施工歩掛	施工条件	数量	単位	日当たり 施工量	施工 日数	配置人員		交替要員		計上人員		歩掛コード
								A	B	A	B	A	B	
		舗装版切断	舗装版種別=アスファルト舗装版；アスファルト舗装版厚=15cmを超え30cm以下；費用の内訳=全ての費用	14	m			0	1	0	0			
舗装版破碎														
		舗装版破碎	舗装版種別=アスファルト舗装版；障害等の有無=無し；騒音振動対策=不要；舗装版厚=15cmを超え40cm以下；積込作業の有無=有り；費用の内訳=全ての費用	223	m 2			0	1	0	0			
舗装工														
部	表層（車道・路肩部）	材料種類改質As 密粒Ⅱ型(20)DS3000;舗装厚50mm;平均幅員3.0m超												
		表層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超；1層当平均仕上厚70mm以下=50mm；材料=改質As 密粒Ⅱ型（20）DS3000；瀝青材料種類=タックコート PK-4；費用の内訳=全ての費用	223	m 2			0	1	0	0			
	中間層（車道・路肩部）	材料種類再生粗粒度アスコン(20);舗装厚50mm;平均幅員3.0m超												
		中間層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超；1層当平均仕上厚70mm以下=50mm；材料=再生粗粒度アスコン（20）；瀝青材料種類=タックコート PK-4；費用の内訳=全ての費用	223	m 2			0	1	0	0			
	基層（車道・路肩部）	材料種類再生粗粒度アスコン(20);舗装厚50mm;平均幅員3.0m超												
		基層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超；1層当平均仕上厚70mm以下=50mm；材料=再生粗粒度アスコン（20）；瀝青材料種類=タックコート PK-4；費用の内訳=全ての費用	223	m 2			0	1	0	0			
上層路盤工														
		上層路盤（車道・路肩部）	材料=瀝青安定処理材（30）；平均幅員=3.0m超；1層当平均仕上厚100mm以下=100mm；瀝青材料種類=アライムコート PK-3；費用の内訳=全ての費用	223	m 2			0	1	0	0			
		上層路盤（車道・路肩部）	材料=瀝青安定処理材（30）；平均幅員=3.0m超；1層当平均仕上厚100mm以下=50mm；瀝青材料種類=タックコート PK-4；費用の内訳=全ての費用	223	m 2			0	1	0	0			
不陸整正	補足材有り													
		不陸整正	補足材料の有無=有り；補足材料平均厚さ=16mm以上22mm未満；補足材料=再生クワッチャン RC-40；費用の内訳=全ての費用	223	m 2			0	1	0	0			
東6号荷さばき地														
撤去工														
路面切削														
		路面切削	施工区分・平均切削深さ=全面切削6cm以下（400m2以下）；段差すりつけの撤去作業=無し；費用の内訳=全ての費用	151	m 2			0	1	0	0			
舗装版破碎														
		舗装版破碎	舗装版種別=アスファルト舗装版；障害等の有無=無し；騒音振動対策=不要；舗装版厚=15cmを超え40cm以下；積込作業の有無=有り；費用の内訳=全ての費用	38	m 2			0	1	0	0			
舗装工														
表層（車道・路肩部）	材料種類改質As 密粒Ⅱ型(20)DS3000;舗装厚50mm;平均幅員3.0m超													
		表層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超；1層当平均仕上厚70mm以下=50mm；材料=改質As 密粒Ⅱ型（20）DS3000；瀝青材料種類=タックコート PK-4；費用の内訳=全ての費用	189	m 2			0	1	0	0			
基層（車道・路肩部）	材料種類再生粗粒度アスコン(20);舗装厚50mm;平均幅員3.0m超													
		基層（車道・路肩部）	平均幅員=3.0m超；1層当平均仕上厚70mm以下=50mm；材料=再生粗粒度アスコン（20）；瀝青材料種類=タックコート PK-4；費用の内訳=全ての費用	38	m 2			0	1	0	0			
上層路盤工														
		上層路盤（車道・路肩部）	材料=瀝青安定処理材（30）；平均幅員=3.0m超；1層当平均仕上厚100mm以下=88mm；瀝青材料種類=アライムコート PK-3；費用の内訳=全ての費用	38	m 2			0	1	0	0			
不陸整正	補足材有り													
		不陸整正	補足材料の有無=有り；補足材料平均厚さ=16mm以上22mm未満；補足材料=再生クワッチャン RC-40；費用の内訳=全ての費用	38	m 2			0	1	0	0			
						計								